

老中の文書管理と幕府人事

——『御覚之控』を中心に——

はじめに

老中は文書と関わりが深い役職である。それは、その別称「加判」からもうかがえる。加判とは、徳川将軍の意思を表した奉書^①に判を加える役務を指し、老中に就任するときには「加判之列」とも呼ばれた^②。直接将軍が書状を書き下ろすことがなくなるにつれて、ますます老中奉書の重要性は増した。老中奉書を作成するだけではなく、老中は共同で御用部屋日記を作成し始めた^③。老中は近世初期から文書を利用した役職である。

綱吉政権期には、右筆が表右筆と奥右筆に分かれた。のちに、前者は老中奉書などの作成を担当し、後者は先

老中における役所文書と役職文書

概念	事例	作成・保管の場	現在の所在
役所文書	御用部屋日記・諸事留・雑留	江戸城・評定所	内閣文庫・旧幕府引継書
役職文書	老中日記・老中手留・御覚之控	各老中の江戸藩邸	大名家文書

【注】ただし、本来は役所文書であっても書き写され、大名家文書に残存する場合もある。

例の確認や政策提案を担当するようになった^④。老中は彼らを統括し、文書を作成させた。その一方で、老中のなかには、私的に役職日記を書くものが登場し始めた^⑤。

吉宗政権期には、大石学氏によりアーカイブズ（文書行政）と意義づけられた政策が進展した^⑥。この時期に、評定所・奉行所といった役所において、文書が作られ整備されたのである、筆者の見解では、各役職者が個別に日記を作成し始める時代でもある。老中でも同様であり、日記の作成は次第に定着

吉川 紗里矢

していった⁽⁷⁾。老中日記は、先の御用部屋日記とは異なり、各老中個人の日記である。このような役職についた幕府役人が勤務のために私的に作成した文書を、仮に役職文書と呼んでおきたい。それは江戸城や奉行所以外の場所——具体的には幕府役人の家——で作成された。よつて現在では、幕府役職を経験した大名家文書や旗本家文書のなかに残された。それに対し、幕府役職者が江戸城や奉行所において作成した文書群があり、現在では内閣文庫や多門櫓文書、旧幕府引継書に残されている⁽⁸⁾。これを前者と区別するために役所文書と命名しておくこととする。

近世後期になると、多くの幕府役職者はさらに大量の文書を作成した。本稿で取り上げる老中の役職文書についていえば、先行研究では、老中自身が作らなくなり、臣下（藩臣）の公用方役人に日記や手留を作成させるようになったとされる⁽⁹⁾。公用方役人により、老中日記の書式は定型化され、幕末期まで作られ続けられたと位置づけられている⁽¹⁰⁾。

このような研究状況に対し、筆者は老中日記以外の役職文書に注目すべきと考える。老中の役職文書は日記だ

けでなく多種多様であり⁽¹¹⁾、そのひとつひとつについて、その作成過程と用途を明らかにしなければならない。とりわけ、多様な役職文書のなかで、老中自身が特に重要だと認識していた文書を特定すべきであろう。また、日記のような日常的に記録する文書だけでなく、勤務を円滑化するために編纂した書物（編纂物）⁽¹²⁾にも注目する必要があると考える。

そのような研究の過程を経て、筆者が見出したのが、『御覚之控』である。後述するように、これは役職文書でありながら、老中みずからが直接作成に関わった。くわえて、きわめて重要なものと位置づけていることは、天保改革の立役者である水野忠邦（一七九四—一八五二）が、老中日記と並べて『御覚之控』を「御借写御日記并留記類扣」という一つの目録に記載していることからわかる。また、同時期に老中を勤めた大名家でも『御覚之控』を持つている。いったいこの『御覚之控』とはどのような書物なのか。この書物の歴史的意義を説明するのが本稿の課題である。

なお、『御覚之控』に触れた研究がないわけではない。役職任命に関わる史料、たとえばという指摘が北島正元氏⁽¹³⁾と深井

雅海氏⁽¹⁵⁾により行われている。しかし、誰がそれを作ったのか、いかに使われたのかという視点を欠いている。また、各大名家文書に伝来した諸本を検討していないため、その書物がどのような役割を担ったものかを十分に追究したとはいえない。

そこで、本稿では、まず『御覚之控』の諸本の広がりを検討する。つぎに、『御覚之控』がいかに作成されたのか、どのように利用されたのかを明らかにしていきたい。

一 近世中後期における

『御覚之控』の内容と諸本

1 『御覚之控』の内容

まず、『御覚之控』の内容を見る前に、その表紙を見てみよう。【写真一】は『御覚之控』⁽¹⁶⁾の表紙部分である（【表一】No.1）。中央に表題、右側に収録年代、左側に筆写過程が記されている。収録年代は宝暦十四年（一七六四）から天明六年（一七八六）までであり、筆写過程は阿部備中守正精（一七四五—一八二六）から大久保加賀守忠真

（一七七八—一八三七）へ書き写され、さらに、松平周防守康任（一七七九—一八四二）と水野越前守忠邦を経て、真田信濃守幸貫（一七九一—一八五二）へと写されたことがわかる。

次に、『御覚之控』を開くと、次のような記事がある。なお、朱筆の部分は全て斜体字で表記した。

【史料一】『御覚之控』天明三年九月一日条⁽¹⁷⁾
天明三卯九月朔日、御覚書以越中守上ル、

一御奏者番江

松平 右京亮
板倉 伊勢守

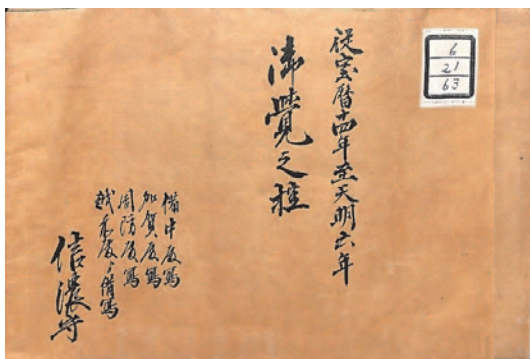
右之通被 仰付之、
以上、

九月朔日

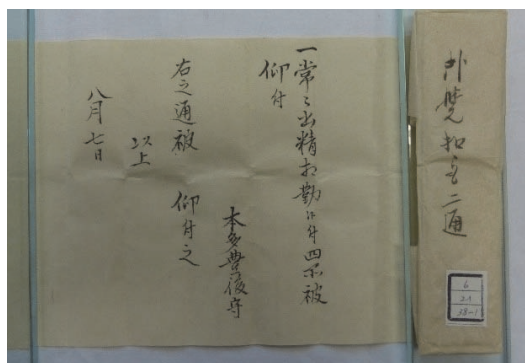
【史料二】は、天明三年（一七八三）九月一日の記事である。まず、「御覚書」を上申した年月日（「天明三卯九月朔日」とその過程）、「御覚書以越中守上ル」を朱筆で記している。ここから、作者の老中が御側御用取次の稲

【表1】「御覽之座」諸本一覧

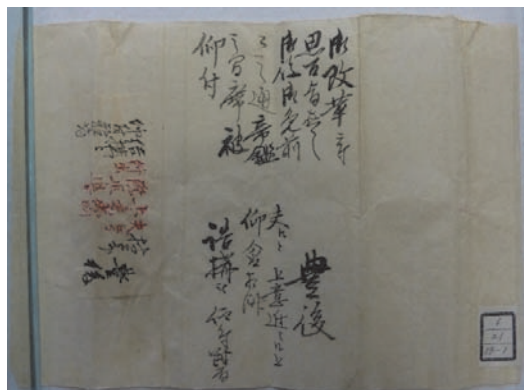
No.	年代	表題	本野家	真田家	脇坂家(備野)	脇坂家(史料)	丁数	目次	目次の丁数指示	留	備考
1	宝暦14年～天明6年	御覽之座	A9-101-10	6-21-63・6-21-65	-	4243-22-1	〇	〇	〇(朱筆)	(備中殿) (阿部正倫か)	本野家には「備中殿写 加賀殿写 周防殿占借写」、真田家(6-21-63)には「備中殿写 加賀殿写 周防殿写、越前殿占借写」、真田家(6-21-65)には「下野殿ヨリ借写」とあり。脇坂家(史料)には「備中殿留借写」とあり。
2	天明8年～享和8年	御覽之座	A9-101-11	6-21-64	-	4243-22-2	(〇)	(〇)	〇(墨書)	(出羽殿) (水野忠友か)	本野家には「備中殿写 加賀殿写 周防殿占借写」、脇坂家(史料)には「出羽殿留 大和殿占借写」とあり。また、脇坂家(史料)のみに丁数と目次があり、それ以外には付けられていない。
3	寛政元年～享和元年	御覽之座	-	6-21-67	-	4243-22-3	(〇)	(〇)	〇(墨書)	(出羽殿) (水野忠友か)	脇坂家(史料)には、「出羽殿留 大和殿占借写」とあり。また、脇坂家(史料)のみに丁数と目次があり、それ以外には付けられていない。
4	享和元年～文化3年	御覽之座	A9-101-9	6-21-68	-	-	×	×	-	備前殿 牧野忠精	本野家には「備中殿写 加賀殿写 周防殿占借写」、
5	享和3年～文化元年	御覽之座	-	6-21-69	-	-	×	×	-	大炊殿 土井和厚	本野家には「下野殿留借写」とあり。
6-1	文化元年～文化14年	御覽之座	A9-101-14	-	-	-	×	×	-	下野殿 青山忠裕	脇坂家(史料)には、「下野殿留 大和殿占借写」とあり。また、脇坂家(史料)のみに丁数と目次があり、真田家には付けられていない。
6-2	文化元年～文化15年	御覽之座	-	6-21-70	-	4243-22-4	(〇)	(〇)	-	下野殿 青山忠裕	本野家には「備中殿写 加賀殿写 周防殿占借写」、
7	文化3年～文化13年	御覽之座	A9-101-12	6-21-71	-	-	×	×	-	伊豆殿 松平信明	脇坂家(史料)には、「出羽殿留 大和殿占借写」とあり。
8-1	文化14年～文政5年	御覽之座	-	6-21-65	-	-	×	×	-	備中殿 阿部正精	本野家には「備中留 加賀殿写 周防殿占借写」、
8-2	文化14年～文政4年	御覽之座	A9-101-13	-	-	-	×	×	-	備中殿 阿部正精	脇坂家(史料)には、「出羽殿留 大和殿占借写」とあり。
9	文化14年～文政13年	御覽之座	-	6-21-72	-	-	×	×	-	下野殿 青山忠裕	脇坂家(史料)には、「和泉殿留占借写」とあり。
10	文政元年～文政5年	御覽之座	-	-	-	4243-22-5	〇	〇	〇(墨書)	出羽殿 水野忠成	脇坂家(史料)には、「和泉殿留 大和殿占借写」とあり。
11-1	文政元年～文政9年	御覽之座	A9-101-16	6-21-73	-	-	×	×	-	加賀殿 大久保忠真	本野家には「加賀殿留 周防殿留占借写」、
11-2	文政元年～天保6年	御覽之座	-	-	-	4243-22-5	×	×	-	加賀殿 大久保忠真	脇坂家(史料)には、「加賀殿留 大和殿占借写」とあり。
12	文政2年～文政13年	御覽之座	-	-	-	4243-22-6	×	×	-	下野殿 青山忠裕	脇坂家(史料)には、「下野殿留 大和殿占借写」とあり。
13-1	文政6年～天保6年	御覽之座	A9-101-15	6-21-74	-	-	×	×	-	和泉殿 松平重寛	本野家には「和泉殿留占借写」、
13-2	文政6年～天保8年	御覽之座	-	-	-	4243-22-6	×	×	-	和泉殿 松平重寛	脇坂家(史料)には「和泉殿ヨリ借写」とあり。
13-3	文政6年～天保8年	御覽之座	-	-	-	4243-22-7	×	×	-	和泉殿 松平重寛	脇坂家(史料)には、「和泉殿留 備前殿借写 大和殿占借写」とあり。
14	文政10年～天保6年	御覽之座	-	-	-	4243-22-8	×	×	-	周防殿 松平康任	脇坂家(史料)には、「周防殿留借写」とあり。
15	天保5年～天保12年	同列衆占 上ノ御覽 下ノ御覽	A9-102-8	-	-	4243-22-8	×	×	-	越前守 水野忠邦	脇坂家(史料)には、「越前殿留借写」とあり。



【写真1】「御覚之控」
(真田宝物館所蔵真田家文書6-21-63)



【写真2】「御覚書」の扣
(真田宝物館所蔵真田家文書6-2-1-83-1「御覚扣共」)



【写真3】「(書拔)」
(真田宝物館所蔵真田家文書6-2-1-83-3「御覚扣共」)

16-1	天保5年～天保10年	御覚扣	-	-	-	Ⅷ(4)6171-64-28-4)	4243-22-8	×	×	-	越前殿	水野忠邦	脇坂家(史料)には、「越前殿留借字」とあり。
16-2	天保5年～天保13年	御覚扣	A9-97-12	-	-	-	-	×	×	-	越前守	水野忠邦	脇坂家(史料)には、「備後殿留借字」とあり。
17	天保8年～天保9年	御覚之扣	-	-	Ⅷ(6)6171-64-28-5)	4243-22-9	4243-22-9	×	×	-	備後守	太田資始	脇坂家(史料)には、「和泉殿留借」とあり。
18	天保8年～天保10年	御覚之控	-	-	-	4243-22-9	4243-22-9	×	×	-	和泉守	松平乗寛	脇坂家(史料)には、「松平乗寛」とあり。
19	天保8年～天保11年	御覚之扣	-	-	-	4243-22-9	4243-22-9	×	×	-	中務大輔	脇坂安重	脇坂家(史料)には、「伊勢殿留借」とあり。
20	天保14年～安政3年	御覚之扣	-	-	-	4243-22-9	4243-22-9	×	×	-	大和守	阿部正弘	脇坂家(史料)には、「大和殿留借」とあり。
21	嘉永5年～安政4年	御覚之扣	-	-	-	4243-22-9	4243-22-9	×	×	-	中務大輔	脇坂安宅	水野家には「豊前守留借」とあり。
22	安政5年～万延元年	御覚之扣	-	-	-	4243-22-9	4243-22-9	×	×	-	豊前守	松平信義	水野家には「豊前守留借」とあり。
23	文久元年～文久2年	御覚之控	A2-10	-	-	-	-	×	×	-	豊前守	水野忠精	水野家には「豊前守留借」とあり。
24	文久2年～元治2年	御覚之控	A2-11	-	-	-	-	×	×	-	和泉守	水野忠邦	水野家には「豊前守留借」とあり。
番外	宝暦10年～天保11年	御覚分類	A9-102-9	-	-	-	-	○	○	-	越前守	脇坂家(史料)には「大和殿留借」とあり。	脇坂家(史料)には、「大和殿留借」とあり。
番外	宝暦10年*	御覚扣	-	-	-	-	-	-	不明	-	徳川宗家文書所蔵(未見)	深井唯海氏(『図解 江戸城をよむ』)が使用。	脇坂家(史料)には、「大和殿留借」とあり。

【注】 出典は以下の通りである。水野家は首都天学東京府書館所蔵水野家文書、真田家は真田宝物館所蔵真田家文書、脇坂家は真田宝物館所蔵真田家文書、脇坂家(史料)は史料編纂所本である。文書(ただし、請求番号の小カッコ内は史料編纂所における紙巻本の番号)、脇坂家(史料)は史料編纂所本である。

葉越中守正明を介して、將軍に上申したことがわかる。また、『御覚之控』とは、「御覚書」を収録した文書であることがわかる。役職名（「御奏者番」）と対象者（「松平右京亮 板倉伊勢守」）・任命（「右之通被 仰付之」）・月日（「九月朔日」）が記される。内容は、松平右京亮輝和と板倉伊勢守勝暁の奏者番就任である。次は寛政二年（一七九〇）三月二十四日である。

【史料二】『御覚之控』寛政二年三月二十四日条⁽¹⁸⁾

同年三月廿四日平岡美濃守を以上ル、

一御奏者番江

小笠原佐渡守

脇坂 淡路守

右之通被 仰付之、

以上、

三月廿四日

右之通和泉殿廻し、三月廿六日持帰、留相濟、翌日持出⁽¹⁹⁾、

これも奏者番就任について書いたものである。この場

合では、末尾に注記が朱筆で記される。そこには伝来過程や儀式の行程、先例が記される。ここでは、老中松平和泉守乗完が廻した「御覚書」を三月二十六日に持ち帰り、みずからの『御覚之控』に書き留めておき、翌日江戸城へ持ち出したという記事が記されている。『御覚之控』における役職任命は、將軍による任命記事（「右之通被 仰付之」）が多い。これは、江戸城の御座之間で將軍が任命したものである。しかし、將軍が全役職を直接任命したのではない。勘定吟味役の任命は、まず老中が任命し、その後將軍に引き合わせるといふ任命方法を取る⁽²⁰⁾。具体的にみてみよう。

【史料三】『御覚之控』明和三年十一月十二日条⁽²¹⁾

同日左ノ書付不封以因囁守上ル、

一御勘定吟味役

柘植五郎左衛門跡江

吉田久左衛門

右於御次申渡之、

御前江差出候、

十一月十二日

是ハ例御右筆取計候得共未役之儀故

これは、明和三年（一七六六）十一月十二日に、吉田久左衛門が勘定吟味役に就任したときの「書付」である。

この「書付」の前に、先弓頭・先鉄砲頭・西丸鉄砲頭・小十人頭の「御覚書」があり、それは先例に従って封をして上申されていた。しかし、この書付は封をせず松平因幡守康郷に上申したとある。また、任命形式に注目すると、「御次」で老中が任命した後に、將軍御前に連れて行かれている。これは、將軍から直接任命された奏者番の事例と異なる。注記には、たとえ幕府右筆が取り計ったとしても、右筆は下役であるため、書付は若年寄直筆のものを提出するとある。

以上のように、『御覚之控』は「御覚書」を収録した文書である。「御覚書」の基本形態として、まず年月日と上申過程が朱筆で記される。ついで、墨書きで記事に入る。ここでは、役職名と対象者・任命方法とその月日が記される。そして、末尾に注記し、伝来過程や儀式の行程、先例を記している。

2 『御覚之控』の諸本

現在の大名家文書に『御覚之控』はどれほど残されているであろうか。【表一】は『御覚之控』の一覧である。

管見の限り、近世段階で筆写された『御覚之控』は、水野家文書⁽²²⁾・真田家文書⁽²³⁾・脇坂家文書⁽²⁴⁾にある。冊数に注目すると、水野家には一二冊・真田家には一三冊・脇坂家には二冊ある。ただし、脇坂家の場合、大正期に筆写された『御覚之控』が東京大学史料編纂所に九冊あり、さらに内部を見ると、もとは一七冊あったものを九冊にまとめたことがわかる⁽²⁵⁾。以上、『御覚之控』を持つ大名家は、本丸老中を輩出した家のみである点から、老中の役職文書といえる⁽²⁶⁾。

また、現存する文書群の数から、わずか三家のみで『御覚之控』が作られたようにみえる。しかし、諸本の作者（【表一】の留に注目すると、松平信明（一七六三―一八一七）・青山忠裕（一七六八―一八三六）・水野忠成（一七六三―一八三四）・大久保忠真・水野忠邦・阿部正弘（一八一九―一八五七）といった老中の名前が挙がる。彼らは近世後

期の幕政を主導した老中たちであり、そういった老中たちが『御覚之控』を作っていたのである。

次に、『御覚之控』の収録年代に注目する。起点となるのは、宝暦天明期のものであり、水野・真田・脇坂の三家とも、ここを上限としている。最も新しいは、文久二年（一八六二）から元治二年（一八六五）に至る水野忠精の『御覚之控』である。

諸本を比較したところ、同じ作者のもので最終年が異なる場合がある。そのなかで、作者が明確なものは青山忠裕・阿部正精・大久保忠真・松平乗寛（一七七八—一八三九）・水野忠邦である。ここでは水野忠邦の『御覚之控』（表一）No.一六）に注目して考察する。まず、水野家本では、老中退職年の天保十四年（一八四三）までを収録し、脇坂家本では天保十年（一八三九）までしか収録していない。その脇坂家本には、「越前殿留借写」と、水野忠邦から借用したという記載がある。脇坂安董の老中在職は天保七年（一八三六）から天保十二年（一八四一）までであり、その期間に安董は水野家から『御覚之控』を借用したと考えられる。

つまり、最終年の違いは、『御覚之控』を貸したとき

に、作者が老中在職中か、老中退職後か、という差で生まれたと考えられる。前者の場合は、老中在職中に同僚に貸し渡したものと、そこから書き写されたものである。そのため、最終年が異なつたと考えられる。また、最終年が同じ場合でも、老中退職後に自家に残された場合と、他家に貸し写された場合が想定できる。

さて、『御覚之控』の巻頭に注目すると、宝暦天明期のもの【表一】（No.一）に目次がある。それは墨書されている【表二一】。この目次は、全ての伝来本に付けられている。これを見ると、役職名が大部分であり、そのなかでも旗本の役職が半分以上を占める。大名役は奏者番と寺社奉行、大坂城代しかない。また、任命と加増が重なる場合は、別に項目が立てられている。

次に、青山家を仲介して真田家に伝来した『御覚之控』⁽²⁷⁾の目次【表二II】を見てみよう。ここでは、新たな項目と丁数が朱筆で追加されている。また、老中・若年寄・京都所司代といった大名役と、西丸目付・西丸側衆という西丸の役職が、新たな項目として追加されている。このように朱筆で目次を加える傾向は、真田家本だけでなく脇坂家本⁽²⁸⁾でも行われた。ここから、墨書した目次に

【表2】宝暦天明期「御覚之控」の目次

I 目次(墨書のみ)		II 目次(真田家本)	
色	項目	色	項目
-	-	朱筆	大御番頭与頭組替
-	-	朱筆	若年寄
-	-	朱筆	御法事御用懸
-	-	朱筆	溜詰
-	-	朱筆	連判列
-	-	朱筆	御側御用人
墨筆	御側衆	朱筆	御側衆
-	-	朱筆	西丸御側衆
墨筆	御留守居	墨筆	御留守居
墨筆	高家	墨筆	高家
-	-	朱筆	高家肝煎
墨筆	百人組之頭	墨筆	百人組之頭
墨筆	伏見奉行	墨筆	伏見奉行
墨筆	御鑓奉行	墨筆	御鑓奉行
墨筆	駿府御城代	墨筆	駿府御城代
墨筆	火消役	墨筆	火消役
墨筆	御留守居	墨筆	御留守居
墨筆	御目付	墨筆	御目付
-	-	朱筆	西丸御目付
墨筆	大御番頭	墨筆	大御番頭
-	-	朱筆	大御番頭組替
墨筆	西丸御裏門番之頭	墨筆	西丸御裏門番之頭
墨筆	御書院番頭	墨筆	御書院番頭
-	-	朱筆	西丸御書院番頭
墨筆	御徒頭	墨筆	御徒頭
-	-	朱筆	西丸御徒頭
墨筆	御小姓組番頭	墨筆	御小姓組番頭
-	-	朱筆	西丸御小姓組番頭
墨筆	小十人頭	墨筆	小十人頭
-	-	朱筆	西丸小十人頭
墨筆	御三脚家老衆	墨筆	御三脚家老衆
墨筆	御船手	墨筆	御船手
墨筆	大目付	墨筆	大目付
墨筆	二丸御留守居	墨筆	二丸御留守居
墨筆	御作事奉行	墨筆	御作事奉行
墨筆	御勘定吟味役	墨筆	御勘定吟味役
墨筆	御普請奉行	墨筆	御普請奉行
墨筆	御持弓頭	墨筆	御持弓頭
-	-	朱筆	西丸御持弓頭
墨筆	京都町奉行	墨筆	京都町奉行
-	-	朱筆	所司代
墨筆	御先弓頭	墨筆	御先弓頭
-	-	朱筆	西丸御先弓頭
-	-	朱筆	御加増
-	-	朱筆	西丸御書院番与頭・御小姓組与頭
墨筆	仙洞附	墨筆	仙洞附
墨筆	御持筒頭	墨筆	御持筒頭
墨筆	山田奉行	墨筆	山田奉行
墨筆	御先手	墨筆	御先手
墨筆	駿府町奉行	墨筆	駿府町奉行
墨筆	御書院番与頭・御小姓組与頭	墨筆	御書院番与頭・御小姓組与頭
墨筆	佐渡奉行	墨筆	佐渡奉行
墨筆	御先鉄炮頭	墨筆	御先鉄炮頭
-	-	墨筆	西丸御先鉄炮頭
墨筆	小普請奉行	墨筆	小普請奉行
墨筆	御小姓組番頭組替	墨筆	御小姓組番頭組替
墨筆	西丸御留守居	墨筆	西丸御留守居
墨筆	御使者	墨筆	御使者
墨筆	小普請組支配	墨筆	小普請組支配
墨筆	民部御殿家老	墨筆	民部御殿家老
墨筆	新番頭	墨筆	新番頭
-	-	朱筆	西丸新番頭
墨筆	所替	墨筆	所替
墨筆	西丸御持筒頭	墨筆	西丸御持筒頭
墨筆	駿府御定番	墨筆	駿府御定番

墨筆	西丸御広敷御用人	墨筆	西丸御広敷御用人
墨筆	御広敷御用人	墨筆	御広敷御用人
-	-	朱筆	淑君祿御用人
墨筆	大坂町奉行	墨筆	大坂町奉行
墨筆	日光奉行	墨筆	日光奉行
墨筆	長崎奉行	墨筆	長崎奉行
墨筆	西丸御先弓頭	墨筆	西丸御先弓頭
墨筆	寺社奉行兼役	墨筆	寺社奉行兼役
墨筆	御奏者番	墨筆	御奏者番
墨筆	御書院番組頭江組替	墨筆	御書院番組頭江組替
墨筆	御勘定吟味役御加増	墨筆	御勘定吟味役御加増
墨筆	御勘定奉行御加増	墨筆	御勘定奉行御加増
墨筆	大坂御城代	墨筆	大坂御城代
-	-	朱筆	御船手
-	-	朱筆	御勘定吟味役

【注】Iは「御覚之控」(首都大学東京図書館水野家文書A9-101-10)、IIは「御覚之控」(真田宝物館所蔵真田家文書6-21-66)より作成。

は、全ての役職を収録していないことがわかる。そのため、目次の項目の下に丁数(朱筆)を付けることにより、検索しやすくしたのであろう。

他の目次に注目すると、【表一】のNo.二とNo.三は、脇坂家本のみが目次が付けられている。その他、No.六二やNo.一〇などの脇坂家本には目次が存在する。しかし、他家の諸本には目次はない。つまり、『御覚之控』は、編年式で「御覚書」をまとめることが通常であり、目次などは便宜に応じて作られたと思われる。

以上、『御覚之控』は老中役職文書であり、宝暦天明期を境として作成され始めた。その後、近世後期に幕政を主導した老中たちが『御覚之控』を作成し、幕末期まで続いた。『御覚之控』は、老中日記や奏者番手留と同様に貸借関係を持つ史料である。その貸借は老中在職中から行われ、老中退職後にも現職の老中に対して提供された。

二 天保期老中における新役と『御覚之控』

1 「御覚書」における役職任命式と將軍の言葉

ここでは、老中に就任したての新人（新役）に焦点をあわせて、「御覚書」・『御覚之控』の作成と利用を考察する。具体的には、天保期の真田幸貫・脇坂安董（一七六七—一八四二）を事例に検討する。

真田宝物館所蔵真田家文書には、「御覚」と題された史料が十数点ある。これは現物の「御覚書」であり、管見では、真田家のみに現存している。本節ではこの真田家所蔵の「御覚書」から、その作成と利用、および役職

任命式を考察したい。

真田家蔵の「御覚書」は、真田幸貫が本丸老中を勤めていた時期に作られた。真田幸貫は、寛政三年（一七九二）に松平定信の二男として生まれ、真田家の養子となった。天保十二年（一八四二）六月十三日、本丸老中に拔擢された。同十四年十一月十五日に、めまいや頭痛により休むようになり⁽²⁹⁾、同十五年五月十三日に退職。嘉永五年（一八五二）、六二歳で亡くなった⁽³⁰⁾。

真田家の「御覚書」で最も古いのは、天保十二年八月七日のもの⁽³¹⁾である【写真二】。これは、「御覚扣とも二通」と記された包紙の中にあり、他に書拔が二通ある。この「御覚書」からは、若年寄本多豊後守助賢が、長年の働きにより將軍から四品に命じられたことを示している。次にあげたのは包紙中の書拔である⁽³²⁾。なお、史料上の傍線・丸数字は筆者がつけたものである。

【史料四】（書拔） 天保十二年八月七日条⁽³³⁾

本多豊後守

右於御二之間御縁類老中共列座

①御改革二付

思召旨有之御役御免前々之通帝鑑間席被

仰付

申渡之過て

御前江差出、

②右披露③夫江と

上意御、際迄進④常々出精相勤候付被叙四品と

上意及⑤結構被 仰付難有御取合、退去、

同人

右於御用部屋波之間にて老中共列座別段達之書付渡
之、

ここから儀式の次第が判明する。まず、御座之間近くの御二之間縁類で、老中列座の上、幸貫が本多助賢に「改革につき思召しがあり、お役御免、帝鑑之間席を命じられる(①)」と申し渡す。その後、將軍御前に本多助賢を連れて行く。ここでは、幸貫が「豊後(②)」と披露し、將軍が「それえ(③)」という。本多助賢は敷居の際まで進むと、將軍は「常々出精相勤め候付、四品に叙す(④)」という。それを受けて、幸貫は本多助賢の代わって「結構仰せ付けられ、有難い(⑤)」と御礼を述べる。これが

儀式の次第である。

【写真三】は、もう一つの書抜である。上部に【史料四】の①が、下部に②(「豊後」)・③・⑤が記されている。左側には紙が貼り付けられ、將軍の行動が朱で、幸貫の行動が墨で記されている。このような儀式の次第は、『御覚之控』にも記される場合もある。

以上から、「御覚書」は將軍同席の役職任命式における議事次第を述べたものである。役職任命式にあたって、老中は將軍の発言を記した「御覚書」を用意し、將軍に上申した。それにより、將軍は儀式の準備をすることができたのである。

ところで、これらの書抜は、どのように『御覚之控』に収録されたのであろうか。管見の限り、真田家では、真田幸貫自身の『御覚之控』は確認できない。そこで、同時期に老中を勤めた水野忠邦の『御覚之控』から検討したい。水野忠邦は老中在職中の『御覚之控』を二冊作っている。一冊は『御覚扣⁽³⁴⁾』といい、もう一冊は『同列衆方上ル御覚扣⁽³⁵⁾』という。表題から分かるように、後者は他の老中から上申された「御覚書」を収録したものである。天保十二年八月七日の真田幸貫の「御覚書」も、

ここに収録されている。

【史料五】『同列衆方上ル御覚扣』天保十二年八月七日条⁽³⁶⁾

天保十二丑年八月七日信濃殿方以出雲上、

一常々出精相勤候二付

四品被 仰付

本多 豊後守

右之通被 仰付之、

以上、

八月七日

右御二之間列座、左之通月番被申渡之、

本多 豊後守

御改革二付

思召旨有之御役御免前々之通り帝鑑間席被

仰付之、

右と申上候、

御前へ差出之、披露夫江と

上意御闕際迄進被

仰合結構被 仰付難有旨及御取合、退去直土圭間

通表江出ル、

例

文化九年申年十二月廿五日

帝鑑間四品

井伊兵部少輔

『同列衆方上ル御覚扣』の朱筆で注記されている部分が【史料四】の書抜と同じ内容であることがわかる。すなわち、『御覚之控』では、書抜を朱筆で記入しているのである。ただし、退去後の動向などが書き継がれている点や先例（「例」）を示している点は異なる。それゆえ、真田家から廻されてきた【史料四】の書抜を水野家が訂正したのか、あるいは真田家で新たに書抜を清書してから廻されたのか。二つの可能性が考えられる。なお、文化九年（一八一二）の井伊兵部少輔の先例を取り上げているが、この場合では、「数年出精相勤候二付四品被 仰付⁽³⁷⁾」と二文字異なるのみであり、注記も特にない。

2 新役脇坂安董における「御覚書」の作成と読合

老中がどのように「御覚書」を作成したのか、具体的な事例から考察したい。天保八年（一八三七）七月九日、

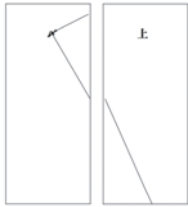
脇坂安董は、仙石騒動を解決した功績などにより、本丸老中に抜擢された。近世後期において、新人の老中は先輩の老中と師弟関係を結ぶ習慣があった⁽³⁸⁾。安董も同様であり、彼の師範は次の史料から松平乗寛と思われる。安董は天保十二年(一八四一)二月に退くまで、三四点の「御覚書」を『御覚之控』に収録している。ここで、新役脇坂安董の視点から老中の「御覚書」作成を見てみよう。

まず、天保八年八月八日から「御覚書」が収録され始めている。この八月は脇坂安董が初月番を勤めていた月である⁽⁴⁰⁾。安董の『御覚之控』の冒頭には、封をした「御覚書」の図がある【史料六】。表には「上」と將軍に上申する書状であることを示し、裏に「メ」と封をしている。

【史料六】『御覚之扣』天保八年八月八日条(中務留)

天保八丁酉年八月八日

一御取次丹後守を以て封之上、



一大御番頭

小笠原弾正少弼跡江

船越駿河守

一御小姓組番頭

小笠原長門守跡江

齊藤内蔵頭

一西丸御小姓組番頭

齊藤内蔵頭跡江

酒井隠岐守

一大納言様御小姓組番頭

酒井隠岐守跡江

杉浦健次郎

一御先弓頭

岡部内匠跡江

村越上野介

右之通被 仰付之、

以上、

八月八日

御覚差上候義月番自分〔筆者注〕脇坂安董「初て之取扱、和泉殿此間中不参二付、昨日越前殿江何れ

相頼申談被具候間、今日

御覚本紙昨日大和守差出候、

御覚扣書付と読合可致積にて不出候処、越前殿被出懸ヶ表にて談合被致、御用部屋江被通候迄見合にては申上、并 御覚御取次を以之差上候義、延引いたし見合候へ共、不被通候間不得止事、備後殿江其段申談同人と自分読合いたし、

御覚は備後殿・大和守差出候、

御覚八自分扣、備後殿と読合いたし、其様等勿論

都て宜敷と

被申聞候間、御取次丹後を以被差上之、

但上包美濃紙半分二切り候、又は手紙両様之不

弁候二付是又備後殿江承合候処、半分二切り候

間之旨被申聞之、手紙も用意いたし罷出候へと

も半分二切り一紙を相用申候、以後之見合二記

置候、

この提出状況を時系列順にまとめると次の通りである。天保八年八月七日、安董は初めて「御覚書」を取り扱うことになった。松平乗寛にその指導を頼もうとした

が、乗寛は登城してない。そのため、代わりとして水野忠邦に依頼した。翌八日になると、安董は若年寄堀大和守親審(二七八六―一八四九)からの「御覚本紙」を受け取った。忠邦が江戸城の御用部屋に戻るまで、安董は読み合わせを見合わせていた。忠邦は「表」で談合をしていたためか、儀式が行われる時間になっても戻らなかつた。そこで、安董は提出を延期したかつたが、やむを得ず太田備後守資始(二七九一―一八六七)に相談した。その結果、安董と資始が読み合わせをすること、資始と親審が「御覚書」を提出すること、この「御覚書」は安董の『御覚之控』に収録することが決定した。こうして、資始が御側御用取次に提出した⁽⁴⁾。

安董の初提出は、指導役がたびたび代わつたため、特殊な状況になっている。通常ならば、この提出は以下のようなものである。①若年寄が「御覚書」の本紙を作り、老中へ提出する。②月番老中がそれを受け取り、「御覚書」の控(書状形態)を作る。③新役の場合では、師範が「御覚書」の本紙と控を読み合わせる。④月番老中と若年寄が御側御用取次を介して、將軍に「御覚書」の本紙を上申する。⑤役職任命式が行われる。⑥月番老中は

「御覚書」の控（書状形態）を『御覚之控』（冊子形態）に書き写す。

以上から、「御覚書」は月番老中の勤めである。新役の場合では、提出する前に同僚との「読合」が必要であった。この事例では「読合」をする人物が二回も代わり、提出する人物も代わった。次の史料は、七日後の「御覚書」である。

【史料七】『御覚之扣』天保八年八月十五日条（中務留）

同年八月十五日

一侍従被 仰付

堀田備中守

一御奏者番江

久世隠岐守

鳥居丹波守

新庄主殿頭

右之通被 仰付之、

以上、

八月十五日

同日自分不参備後殿江月番相頼候二付、御覚は

自分方にて取調引送候事之旨、和泉殿兼て被申候間、御覚調候処、寛政三亥年十二月戸田采女正本多弾正大弼侍従被 仰付候節ハ、外御用人御旗奉行等被 仰付有之、侍従兩人ハ、御覚別紙二認差上之、文化十五年二月八「割注」十九「日阿部備中守侍従被 仰付候節は外御用人御書院番頭等有之一紙二認、御覚差上区二付、昨夕自宅寄合にて同列衆一同被 参候二付、其段申聞之、和泉殿へ申談候処、越前殿江も談候上、別紙二認候にて不及、文化度之近例通一紙二 御覚認宜敷旨被申聞候間、前文之通一紙二御覚取調扣共一所二被預之、

この日、脇坂安董は登城できなかったため、太田資始に月番を頼んだ。安董自身が「御覚書」を調査して送るようにと、松平乗寛から言われた。そのため、安董は先例を調査した。今回は侍従と他職の任命に関する「御覚書」であるものの、寛政期の事例では別紙に、文化期の事例では一紙にした先例があることを発見した。この件に関して、松平乗寛と水野忠邦に相談したところ、文化期の先例に従い一紙にするほうが良いとの返答があり、その

通りにした。

【史料八】『御覚之扣』天保八年八月二十日条（中務留）

御覚備後殿被認、扣共二通封にて上ノ字并々不認候
持出、自分江被渡、請取之右は去ル十五日、自分不
参いたし、今日出勤、右二付和泉殿と読合いたし、
上ノ字・々共自分認候は

御覚と相違いたし候間、備後殿江申談上、上・々字
は同人被認被渡候間、御取次丹後守を以て封上ル、
扣は自分持帰り、

【史料八】によると、脇坂安董は十五日以降登城でき
なかつた。彼の代わりに太田資始が、「御覚書」とその控
の二通を作っていた。八月二十日に、安董はようやく出
勤できたため、太田資始が作った「御覚書」を松平乗寛
と読み合せた。この「御覚書」の包紙には、包紙に記さ
れるべき「上」と「ズ」の文字がなかつた（【史料六】の
図を参照）。これに、安董が書いてしまうと「御覚書」の
形式とは異なってしまうと思つたようだ。そこで、太田
資始との相談の上で、本人が記入した上で上申した。こ

の事例からは、同じ老中が「御覚書」の全てを書く必要
があり、たとえ包紙の文字といえども同様であつたとい
える。

これらの事例からは、新役月番老中と助月番の関係が
明らかになつた。基本的に元月番老中の休暇中では、助
月番が「御覚書」を作成した。しかし、作成途中の「御
覚書」は、継続して元の月番老中が担当する。また、異
なる先例を発見した場合、他の老中との相談で決着する。
そのため、同僚間との交流は重要であつたと考えられる。

ところで、これは新役ゆえの対処であつたのか、通常
の助月番として対処であつたのかという問題が残る。そ
こで、安董が新役を終えた天保九年（一八三八）四月二十
一日の「御覚書」から、この点を考えていきたい。

【史料九】『御覚之扣』天保九年四月二十一日条（中務留）

右御覚自分相認不参二付、助月番備後殿江直書にて
引送、翌廿一日夕同人、直書にて御覚之上、「割注」
自分相認候御覚、扣へ返却之、右ゆへ御取次誰を以
てと差上候義不被申越之御取次名前不知、認不申候
事、

これは、天保九年の「四月廿日」付けの「御覚書」の注記部分である。このときも、安董が「御覚書」を作成したものの、江戸城に登城しなかった。そのため、助月番の太田資始にそれを送り、上申させた。資始から控を返却され、この『御覚之控』に収録したが、どの御側御用取次を介して上申されたのか分からないため、記していないとある。

以上から、「御覚書」は単独の老中が作成し、その老中が諸事情により登城できなくなつた場合は、助月番が代役する。ただし、前月番老中が作成途中であつた場合、助月番は提出のみを担当していたと考えられる。休暇が続いた安董の初月番であつたが、八月二十三日には出勤していた。

【史料一〇】『御覚之扣』天保八年八月二十三日条(中務留)

御覚扣共二通持出し和泉殿と読合いたし、本紙差上之、扣二通八持帰之、

天保八年八月二十三日、安董は二丸留守居(封)と御台

様御用人(不封)の二通の「御覚書」を上申した。【史料一〇】はその注記である。「御覚書」と控の二通(計四通)を江戸城に持つてきた安董は、乗寛と読み合わせてから、本紙のみ(二通)を上申し、控二通を持ち帰つたとある。

以上、新役時代の「御覚書」を検討したが、次の二点を指摘することができる。まず、「御覚書」は役職任命式での將軍の発言と深く関わる文書である。それを作成したのは老中であり、単独の老中が本文から包紙の文字までしたためる必要があつた。次に、「御覚書」の作成にあたり、老中は同僚との協力を得る必要があつた。その関係は、単に『御覚之控』を他家から収集するだけではない。調査の折に相反する先例を発見した場合、他の老中と相談の上で決定する。また、新役の場合では、提出する「御覚書」とその控(書状形態)を他の老中と読み合わせしてから、上申した。このように、「御覚書」は役職任命式を遂行するために、不可欠の文書であつた。

三 天保期水野家における

『御覚之控』の収集・編纂

冒頭で水野忠邦は『御覚之控』と老中日記を重要なものとして取り扱っていたと指摘した。しかし、水野家ではどのように他家から『御覚之控』を収集したのかという過程を考察する必要があるだろう。そこで、水野家における『御覚之控』の収集状況を明らかにしたい。さらに、水野家には『御覚分類』という『御覚之控』に関する文書がある。管見の限り、水野家文書のみにある【表一】。この『御覚分類』を分析し、その作成目的を考察したい。

1 水野家における『御覚之控』の収集

まず、現在の水野家文書における分類から確認したい【表三】。『水野家文書目録』において、『御覚之控』はすべて「幕政」という大区分に入れられている。しかし、詳細を見ると、『御覚之控』は『御覚之控』としてひとつ

【表3】『水野家文書目録』における「御覚之控」の所在

大区分	項目	細目	分類	内容	冊数
幕政	役職	人事	-	忠精時代の「御覚之控」	2冊
幕政	公用留	水野忠邦諸掛留	自分雑記	忠邦自身の「御覚扣」	1冊
幕政	公用留	水野忠邦諸掛留	雑之部	忠邦時代の「御覚之控」	8冊
幕政	公用留	水野忠邦諸掛留	御用箱入混乱之部	『御覚分類』・「同列衆被上御覚扣」	3冊

【注】『東京都立大学付属図書館所蔵水野家文書目録』（1974）より作成。

のまとまりに分類されていない。別々に分類されている。

まず、「2役職」の「人事」には、忠精時代の『御覚之控』が二冊ある。

これらの作者は忠精と松平信義である。また、「9公用留」の「水野忠邦諸掛留」という細目のなかには、忠邦時代の『御覚之控』が九冊ある。

この「水野忠邦諸掛留」の部分は、「諸掛留目次」⁽⁴²⁾の配置順を反映した部分である。

「水野忠邦諸掛留」の「自分雑記」・「雑之部」・「御用箱入混乱之部」という分類に、『御覚之控』がそれぞれ入っている。「自分雑記」には忠邦自身の『御覚扣』が一冊、「雑之部」には忠邦時代に他家から収集した『御覚之控』が八冊ある。「御用箱入混乱之部」には『御覚分類』が二冊と『同列衆被上御覚扣』が一冊ある。御用

【表4】「御借写御日記并留記類扣」における「御覚之控」

年代	筆写過程	留者	請求番号
文政元年(-文政9年)	周防守様等之借写	加賀殿留	A9-101-16
文化14年(-文政5年)	周防守様等之借写	備中殿留 ^カ	A9-101-13
享和元年-文化3年	周防守様等之借写	備前殿留 ^カ	A9-101-9
宝暦14年-天明6年	備中守様御留	備中殿留 ^カ	A9-101-10
文政6年(-天保6年)	和泉守様御留	和泉殿留	A9-101-15

【注】「御借写御日記并留記類扣」(水野家文書A9-143)より作成。

箱とは、勤務書類を入れた筆筒や長持を指すものと思わ

れる。「御覚分類」は『御覚之控』の編纂物である。前章で検討したとおり、『同列衆被上御覚扣』は他の老中が上申した「御覚書」を収録したものである。以上から、現在の水野家文書では、まず忠邦時代と忠精時代に二分され、前者は量的に多く、近世段階から整理され細分化している。後者は量的には少なく、近世時には整理をされていない。

水野忠邦は、どの『御覚之控』から収集し始めたのか。「御借写御日記并留記類扣」は、「天保五甲午年三月ヨリ」の書き込みがある。この天保五年(一八三四)三月とは、忠邦が本丸老中に就任したときである。そのため、これは本丸老中時代の現用時目録であると分かる。この目録から、忠邦時代における『御覚之控』

の収集状況を検討したい。

「御借写御日記并留記類扣」には、『御覚之控』が五冊ある。その内容を見ると、まず三冊が松平康任を経由している【表四】。松平康任は水野忠邦の師範である⁽⁴³⁾。老中における師範は、就任早々の新人に対して手留などの役職文書を伝達することで、新人を指導する立場にある老中のことである⁽⁴⁴⁾。他の役職の事例ではあるが、奏者番の場合、新役は文書の貸借を師範のみでしか行えず、他の同僚から借りることを制限されていたため⁽⁴⁵⁾、初期の収集相手は松平康任であったと考えられる。年代に注目してみると、文政年間のものから収集し、徐々に古いものを収集したようである。これは、天保期に通用していた事例に近い情報から収集することで、より実用的な事例を把握することができるであろう。

次に、水野家における『御覚之控』の筆写過程を検討したい【表五】。水野忠邦時代⁽⁴⁶⁾では、松平周防守康任を経由したものが六冊、青山下野守忠裕から一冊、松平和泉守乗寛から一冊を収集している。康任からの伝来本は、阿部正精と大久保忠貞を経由した。「備中殿写」より遡れない不明瞭な『御覚之控』も多い。年代に注目すると、

【表5】水野家における「御覚之控」の筆写過程

No.	年代	表題	請求番号	筆写過程（所有者←写←留）		
1	文久元年～文久2年	御覚之控	A2-10	和泉守	豊前守留借写	
2	文久2年～元治2年	御覚之控	A2-11	和泉守		
3	天保5年～天保14年	御覚扣	A9-97-12	越前守		
4	享和元年～文化3年	御覚之控	A9-101-9	越前守	周防守方借写	加賀殿写
5	宝暦14年～天明6年	御覚之控	A9-101-10	越前守	周防守方借写	加賀殿写
6	天明8年～享和3年	御覚之控	A9-101-11	越前守	周防守方借写	加賀殿写
7	文化3年～文化13年	御覚之控	A9-101-12	越前守	周防守方借写	加賀殿写
8	文化14年～文政5年	御覚之控	A9-101-13	越前守	周防守方借写	加賀殿写
9	文化元年～文化14年	御覚之控	A9-101-14	越前守	下野殿留借写	
10	文政6年～天保6年	御覚之控	A9-101-15	越前守	和泉殿留借写	
11	文政元年～文政9年	御覚之控	A9-101-16	越前守	周防殿方借写	加賀殿留
12	天保5年～天保7年	同列衆方 上ル御覚 扣	A9-102-8	越前守		
13	宝暦10年～天保11年	御覚分類	A9-102-9	越前守		

【注】首都大学東京図書館所蔵水野家文書より作成。

ほぼ欠年なく収集している【表一】。なお、水野忠精⁽⁴⁷⁾は、松平豊前守信義からの一冊のみである。それは、すでに父忠邦が収集した多く『御覚之控』を持っていたためと思われる。

2 水野家における『御覚分類』の編纂

最後に、なぜ水野家では『御覚分類』という編纂物を作成したのかという問題に対し、伝来本の状況を踏まえつつ、その分類や構成から検討していきたい。

『御覚分類』は『御覚之控』を編纂した書物である。内容は『御覚之控』と同様であるが、朱筆の前書部分に「備中殿留」・「和泉殿留」など、必ず出典を明記する。『御覚分類』の表紙には「従宝暦十年至天保十年」とある。成立年は忠邦在職中の天保十年と考えられる。

『御覚分類』は上下巻で分類している【表六】。上巻には大名家の役職・殿席・転封を、下巻には旗本役以上の役職・加増、格式、「御覚認方見出」を収録している。「御覚認方見出」は上下巻に項目立てられなかった役職を一例ずつ列挙している。

【表6】『御覚分類』の目次

No.	巻	項目	件数	任命方法
1	上	大老之部	1	仰付
2	上	溜詰之部	4	仰付
3	上	老中之部	43	仰付
4	上	御側御用人之部	10	仰付
5	上	京都所司代之部	11	仰付
6	上	大坂御城代之部	9	仰付
7	上	若年寄之部	30	仰付
8	上	御奏者番之部	27	仰付
9	上	寺社奉行之部	24	仰付
10	上	大坂御定番之部	5	仰付
11	上	所替之部	3	仰付
12	下	高家之部	6	仰付
13	下	御側之部	56	仰付
14	下	駿府御城代之部	6	仰付
15	下	伏見奉行之部	4	仰付
16	下	大番頭之部	68	仰付
17	下	御三家家老之部	3	仰付
18	下	御広敷御用人之部	5	申渡
19	下	御勘定吟味役之部	4	申渡
20	下	御右筆組頭之部	2	申渡
21	下	不順御役替之部	6	仰付
22	下	御加増之部	12	仰付
23	下	御役被 仰付候節御加増之部	7	仰付
24	下	精勤二付御加増之部	6	仰付
25	下	格式之部	10	仰付・申渡
26	下	御留守居之部	1	御覚認方見出
27	下	御書院番頭之部	1	御覚認方見出
28	下	御小姓組番頭之部	1	御覚認方見出
29	下	大目付之部	1	御覚認方見出
30	下	町奉行之部	1	御覚認方見出
31	下	御勘定奉行之部	1	御覚認方見出
32	下	御簾奉行之部	1	御覚認方見出
33	下	御作事奉行之部	1	御覚認方見出
34	下	御普請奉行之部	1	御覚認方見出
35	下	小普請奉行之部	1	御覚認方見出
36	下	甲府勤番支配之部	1	御覚認方見出
37	下	長崎奉行之部	1	御覚認方見出
38	下	松前奉行之部	1	御覚認方見出
39	下	京都町奉行之部	1	御覚認方見出
40	下	大坂町奉行之部	1	御覚認方見出
41	下	駿府御定番之部	1	御覚認方見出
42	下	禁裏附之部	1	御覚認方見出
43	下	仙洞附之部	1	御覚認方見出
44	下	山田奉行之部	1	御覚認方見出
45	下	日光奉行之部	1	御覚認方見出
46	下	奈良奉行之部	1	御覚認方見出
47	下	堺奉行之部	1	御覚認方見出
48	下	駿府町奉行之部	1	御覚認方見出
49	下	佐渡奉行之部	1	御覚認方見出
50	下	浦賀奉行之部	1	御覚認方見出
51	下	西丸留守居之部	1	御覚認方見出
52	下	百人組之頭之部	1	御覚認方見出
53	下	御鐘奉行之部	1	御覚認方見出
54	下	小普請組支配之部	1	御覚認方見出
55	下	新番頭之部	1	御覚認方見出
56	下	御持弓・筒之頭之部	1	御覚認方見出
57	下	大消役之部	1	御覚認方見出
58	下	大坂御船手之部	1	御覚認方見出
59	下	御留守居番之部	1	御覚認方見出
60	下	御先手・弓・鉄之頭之部	3	御覚認方見出
61	下	御目付之部	2	御覚認方見出
62	下	御使番之部	2	御覚認方見出
63	下	御書院番組頭之部	1	御覚認方見出
64	下	御小姓組与頭之部	1	御覚認方見出
65	下	駿府勤番組頭之部	1	御覚認方見出
66	下	御鉄炮方之部	1	御覚認方見出

67	下	西丸御裏門番之頭之部	1	御覚認方見出
68	下	御徒頭之部	2	御覚認方見出
69	下	小十人頭之部	1	御覚認方見出
70	下	御船手之部	1	御覚認方見出
71	下	二丸御留守居之部	1	御覚認方見出
72	下	御納戸頭之部	1	御覚認方見出
73	下	御腰物奉行之部	1	御覚認方見出
74	下	御鷹匠頭之部	1	御覚認方見出
75	下	姫君様方御用人之部	1	御覚認方見出
76	下	美濃郡代	1	御覚認方見出
77	下	飛騨郡代	1	御覚認方見出

【注】『御覚分類』（首都大学東京図書館所蔵水野家文書A9-102-1-1・A9-102-1-2）により作成。

役職の件数に注目すると、上巻では、老中、若年寄、奏者番、寺社奉行の順に多い。老中が多い理由として、加増や城主などの格式を兼ねた老中就任が多々あり、複雑であったため、先例として多く残されたものと考えられる。一方、下巻では大番頭・御側がそれぞれ五〇点以上と圧倒的に多い。任命方法は、將軍による任命（「仰付」と、老中による任命（「申渡」、のち將軍に対面）の二つがある。老中による任命は、広敷用人・勘定吟味役・右筆組頭のみである。いずれも幕府役職のなかで地位は高く

ないものの、実質的な力をもつ。なお、將軍任命の役職では「御覚書」は封をし、これらの老中任命の場合では「御覚書」は封をしない。

以上、「御覚分類」は、まず大名役と旗本役で大別する。旗本役でも將軍任命の「仰付」を優先し、老中任命の「申渡」を後に配置する。通常の項目は、「御覚書」の全てが記される。それに対し、巻末の「御覚認方見出」はそれ以外の役職を記す。

最後に、「御覚分類」の特徴を明らかにしたい。従来では、ほとんどの『御覚之控』が編年別分類方法を採用していた。その方法は、作成する上では簡易であるが、利用には不便であった。それを解消するために、これに目次を付ける方法が編み出された。だが、全ての『御覚之控』に付けられることはなかった。

『御覚分類』は、各項目に該当する「御覚書」を配置している。冊子全体が、事項別分類方法を採用している。「御覚書」は二つ以上の役職を記す場合が多く、同じ「御覚書」でも項目が重複する。その場合に、どちらかを省略することはなく、必ず両方に配置する。そのため、同じ役職の「御覚書」を比較しやすい。現存する『御覚分

類』は水野家文書のみであり、弟子にあたる真田家にも伝達してない点から、水野家のみが作成し、使用していたと考えられる。

以上、水野家では、師範松平康任を中心に『御覚之控』を収集した。しかし、それらは編年式で、全てを検索する手立てがなく、利便性には乏しかった。そこで、それぞれの「御覚書」を比較し、先例を収集しやすくするために、『御覚分類』を編纂した。『御覚分類』は主題別分類方法を採用し、これらの問題を解消した。この『御覚分類』を用いることで、水野忠邦は他の老中よりも先例に精通できたといえよう。

おわりに

老中の役職文書としての『御覚之控』を考察してきたが、以下の点が明らかになった。

まず、「御覚書」とは、単独の老中が本文から包紙まですべてを作る史料である。それは、將軍の言葉をも収録するため、下役の右筆には任せられず、老中みずから作る必要があった。老中が役職として作らなければな

らない文書は、將軍に関わる重要な文書であつた。

その作成にあたり、老中は失態を避けるために、最善の注意を払わなければならない。そのため、相反する先例を発見したなどの異常事態が生じた場合、他の老中と相談の上で確定した。また、新役は「読合」を師範や同僚に依頼する。「読合」は作成した「御覚書」の本紙と控を点検するのみにとどまらず、儀式における老中の発言や所作をも含まれたと思われる。そのため、新役と老中が対面して行う必要があつたのであろう。

「御覚書」の作成から『御覚之控』に記載されるまでの行程は以下の通りであろう。(1)月番老中が「御覚書」の本紙と控を作る。若年寄が関わる場合では、若年寄が本紙を作成し、月番老中がその控を作る。(2)月番老中は御側御用取次を介して、將軍に「御覚書」の本紙を上申する。控は取つておく。なお、將軍任命に関わる「御覚書」は封をする。(3)江戸城中奥で役職任命式を行う。(4)控を月番老中の『御覚之控』に収録する。先例として重要と思われる場合、残つた控と書拔を同僚に回覧させる。

「御覚書」を作るにあたり、老中たちが参考にしたの

は『御覚之控』である。『御覚之控』は、老中みずからが作成した「御覚書」と同僚が重要と判断し回覧させた「御覚書」を収録した史料である。『御覚之控』を貸借することで、老中は「御覚書」の先例を確保することができた。その収集は、新役のときに師範家のものを伝授し、その後、同僚の老中家や退職した老中家へと広がっていく。このように、老中は『御覚之控』を参考にして、「御覚書」を作ることができた。

以上が一般的な老中の「御覚書」・『御覚之控』の作成・収集実態である。しかしながら、水野忠邦家では、独自の展開をしていたことが明らかになった。

まず、みずからの『御覚之控』の作成にあたって、みずから作成した「御覚書」と他の老中家から回覧した「御覚書」を別々の『御覚扣』に収録する。これは、混合を避けるためと思われる。

次に、『御覚之控』は日々「御覚書」を書き連ねる編年別分類方法を採用していた。作成という面では簡易だけれども、先例を確認する利用面では不十分であつた。それを補うために、目次と丁数をつけることで一定の検査手段を編み出したものもあつた。しかし、水野忠邦家

所蔵の『御覚之控』で目次付きは、わずか一点のみであった。これでは、先例を検索する手段としては不十分である。それゆえに、水野忠邦家は『御覚之控』から『御覚分類』を編纂した。これは、主題別分類方法を採用したことよって、すぐに先例を獲得しやすくなった。さらに、項目ごとに編年別で「御覚書」を収録したため、検索手段として優れているのみならず、作成面でも利便が増した。こうして、水野忠邦家は他の老中家よりも先例に精通することができた。

今後の課題として、(1)支配系統の問題、(2)「御覚書」の成立と展開、(3)人事決定過程と「御覚書」の関係性の解明が上げられる。(1)は、「御覚書」に収録されている役職が、必ずしも老中支配ではないという点である。たとえば、「御覚分類」によると、老中任命の役職は、勘定吟味役・広敷用人・右筆組頭である。しかし、勘定吟味役のみが老中支配で、他の役職は若年寄支配である。(2)は、この「御覚書」は時代ごとにどう変遷したのかという問題である。それだけでなく、どの時期に成立したのかという最も重要な問題が残されている。(3)については、「御覚書」は数多くの役職の事例を上げられると

いう利点もあるが、儀礼史料である。しかし、役職任命式が催行される前に、人事は決定していたと考えられる。今後は、人事決定過程との関係を含めて考察する必要があるだろう。

老中が「御覚書」で將軍の演技を指示したのである。そのような將軍の次第書しだいがきは、老中が役職として作る必要があった。その手本は『御覚之控』であり、老中の日常勤務の上では、必須の史料であった。このような史料は、江戸城や奉行所などの役所文書に残されることはなく、役職文書として大名家文書に残されたのである。

【注】

- (1) 藤井讓治『江戸幕府老中制形成過程の研究』校倉書房、一九九〇年。
- (2) 福田千鶴「老中の基礎知識」(『近世の武家社会』校倉書房、二〇〇五年)。
- (3) 小宮木代良『江戸幕府の日記と儀礼史料』吉川弘文館、二〇〇六年。
- (4) 本間修平「徳川幕府奥右筆の史的考察」(服藤弘司他編『法と権力の史的考察』、創文社、一九七七年)。
- (5) 管見の限り、「戸田忠昌日記」(延宝九年〜元禄十二年)

が最古の老中役職日記であろう（東京大学史料編纂所蔵、岡野繁実編「館林藩史料」）。

- (6) 大石学「近世日本の統治と改革」吉川弘文館、二〇一三年。
- (7) 大友一雄「天保期における老中職公用方役人と情報管理」(『関東近世史研究論集』三、二〇一二年、岩田書院)では、老中日記の最古は戸田忠真の日記(享保十三年、真田宝物館真田家文書所蔵)とする。
- (8) これらの概念規定は、以下の研究を参考。笠谷和比古『近世武家文書の研究』法政大学出版局。大友一雄『江戸幕府と情報管理』臨川書店、二〇〇三年。同「天保期における老中職公用方役人と情報管理」(『関東近世史研究論集』三、二〇一二年、岩田書院)など。特に、大友一雄氏によつて、奏者番・寺社奉行・老中といった幕府役職とその情報管理の研究が進められている。
- (9) 大友一雄「天保期幕府老中職にみる公用方役人について——松代藩真田幸貞を事例に——」(『松代』二四号、二〇一〇年)。
- (10) 松平(上野)秀治「江戸幕府老中日記の性格について」(『芸林』二八四号、一九七九年)。
- (11) 『水野忠精幕末老中日記』(ゆまに書房)。
- (12) 山中さゆり「真田家文書目録編成試論——研究の現状と展望——」(『松代』二二号、二〇〇七年)。

- (13) 工藤航平「村における編纂物とその社会的機能」(『一橋論叢』一三四巻四号、二〇〇五)。同「村役人と編纂物」(横田冬彦編『読書と読者』平凡社、二〇一五年)。
- (14) 北島正元「天保改革論」(『近世の民衆と都市』一九八四年、初出『立正史学』四一号、一九七七年)。
- (15) 深井雅海『図解 江戸城をよむ』原書房、一九九七年。
- (16) 『御覚之控』(真田宝物館所蔵真田家文書六一二一六四、天明八年〜享和三年)。
- (17) 『御覚之控』(真田宝物館所蔵真田家文書六一二一六六、宝暦十四年〜天明六年)。
- (18) 『御覚之控』(真田宝物館所蔵真田家文書六一二一六四、天明八年〜享和三年)。
- (19) 『御覚之控』(真田宝物館所蔵真田家文書六一二一六四、天明八年〜享和三年)。
- (20) 深井雅海「將軍の奥の応接間『御座之間』——諸役人補任の状況——」(同『図解 江戸城をよむ』一九九七年)。
- (21) 『御覚之控』(真田宝物館所蔵真田家文書六一二一六六、宝暦十四年〜天明六年)。
- (22) 首都大学東京図書館所蔵水野家文書。
- (23) 真田宝物館所蔵真田家文書。
- (24) たつの市立龍野歴史文化資料館所蔵脇坂家文書。
- (25) 『御覚之控』(東京大学史料編纂所所蔵四二四三二二)。

なお、龍野図書館読書会編『図書目録 後編 第四集・協坂家文書』には、戦後協坂家文書が散逸した点を指摘している。

(26) ただし、若年寄や御側御用取次も御覚書に関わっているため、それらの役職も『御覚之控』に類似する文書を作成していた可能性がある。

(27) 真田宝物館所蔵真田家文書六一二一六六。

(28) 『御覚之控』（東京大学史料編纂所所蔵四二四三二二二）。

(29) 松平（上野）秀治「江戸幕府老中の勤務実態について」

（『幕府制度史の研究』吉川弘文館、一九八三年）。

(30) 「真田家系譜」（吉家文書六七）を参考（米山一政編『真田家文書』中巻）。

(31) 真田宝物館所蔵真田家文書六一二一一三八一。

(32) 真田宝物館所蔵真田家文書六一二一一三八二。

(33) 真田宝物館所蔵真田家文書六一二一一三八二

(34) 『御覚扣』（水野家文書A九一九七一一二）。

(35) 『同列衆方上ル御覚扣』（水野家文書A九一一〇二一八）。

(36) 『同列衆方上ル御覚扣』天保十二年八月七日条（水野家文書A九一一〇二一八）。

(37) 『御覚之控』（真田宝物館所蔵真田家文書六一二一一七〇、文化元年〜文化十五年）。

(38) 松平（上野）秀治「江戸幕府老中の勤務実態について」

（『幕府制度史の研究』吉川弘文館、一九八三年）。

(39) 『御覚之控』（真田宝物館所蔵真田家文書六一二一七五）。

(40) 『江戸幕府諸役人御用番名鑑』、椋風舎。

(41) なお、水野忠邦の日記には、「召出有之備後殿言上相濟て（任命者略）右 御直二被 仰出之」と、太田資始が担当したことがわかる（『水野忠邦天保改革老中日記』天保八年八月八日条、ゆまに書房）。

(42) 首都大学東京図書館所蔵水野家文書A九一九六。

(43) 天保五年三月一日「浜田衆ヨリ伝達留」（真田宝物館所蔵真田家文書六一三三二一〇五）。

(44) 大友一雄「天保期幕府老中職にみる公用方役人について——松代藩真田幸貴を事例に——」（『松代』二四号、二〇一〇年）。

(45) 大友一雄（『江戸幕府と情報管理』臨川書店、二〇〇三年）。「幕府奏者番にみる江戸時代の情報管理」（『史料館研究紀要』三五号、二〇〇四年）が指摘。制限の解放

に関しては小宮木代良（『奏者番手留の成立と関係史料』（『科研報告書』画像史料解析による前近代日本の儀式構造の空間構成と時間的遷移に関する研究』二〇〇八年）が解明した。

(46) 本丸老中の在職期間は、天保五年—天保一四年閏九月、天保一五年六月—弘化二年二月。

(47) 本丸老中の在職期間は、文久二年三月—慶応二年六月。